

# 郵 送 に よ る 転 出 届

特例による転出届を行う場合は、引越し先での転入届時に住民基本台帳カードまたは個人番号カードの提出とカードの暗証番号(数字4桁)の入力が必要となります。(転出証明書は不要です。)

相 馬 市 長

届出年月日 令和 年 月 日

届 出 人  (同一世帯 員に限る。)	氏 名		転出する人 との続柄
	連 絡 先 電 話 番 号		

住 所	新		世 帯 主	新	
	旧	福島県相馬市		旧	
転出(予定)年月日		令和 年 月 日			
	氏 名	生 年 月 日	性別	住民基本台帳カード 個人番号カード	
1	ふりがな	大昭平令 年 月 日	男・女	有・無	
2	ふりがな	大昭平令 年 月 日	男・女	有・無	
3	ふりがな	大昭平令 年 月 日	男・女	有・無	
4	ふりがな	大昭平令 年 月 日	男・女	有・無	
5	ふりがな	大昭平令 年 月 日	男・女	有・無	
備考(届出に来庁できない理由を具体的にご記入ください)					

- ※ 届出人の本人確認書類のコピーを同封して下さい。(運転免許証など)
- ※ 特例転出届を行う際は、異動者のうち一人以上が住民基本台帳カードまたは個人番号カードの交付を受けている必要があります。なおカードが運用中でない場合は、本届書は受付できませんのでご注意ください。
- ※ 引越し予定日の14日前から届出することができます。すでに引越しされている場合は引越し日から14日以内に届出をしてください。なお、本届書が相馬市役所(転出地)に到着する前の転入手続きはできません。転出手続きが完了し次第届出人の方に電話連絡をいたしますので、その後に引越し先の役場で転入手続きを、引越し予定日から30日以内かつ実際に住み始めた日から14日以内に行ってください。
- ※ 国民健康保険、介護保険、税関係、世帯主変更などで別途窓口へお出でいただく場合もあります。